

蒲生干潟自然再生協議会について

運営事務局

1 経緯

- 平成15年1月 自然再生推進法施行
- 平成17年6月 蒲生干潟自然再生協議会の設立
- 平成18年9月 「蒲生干潟自然再生全体構想」の作成
- 平成19年度 県「干潟・砂浜の修復実施計画」案の協議
- 平成20年度～ 上記実施計画に基づく県自然再生事業（ハード整備）の実施
協議会内に部会を設置し、各委員がソフト事業を実施
- 平成23年3月 東日本大震災発災により地形・環境が大きく変化、自然再生施設損壊・流失
県自然再生事業（ハード整備）の中止
協議会の休止
- 平成25年度～ 意見交換会等の開催（休止以前構成員）
- 令和元年度～ 周辺の災害復旧工事が令和2年度末で終了する見込みから、改めて、協議会再開に向けての課題等の整理

環境省(本省)の見解 ハード整備の実施の見込みが立たない場合、ソフト事業のみでも協議会の存続を妨げるものではない。



県ハード事業の実施の有無に関わらず、協議会再開が可能

- 令和2年度 運営事務局にて再開にむけた手続の実施
- 令和3年6月 再開（第15回協議会）
- 令和3年12月 第16回協議会

2 令和3年度に確認した今後の在り方

(1) 活動内容

- ・モニタリングによって干潟の状況を把握し、その推移を見守る。
- ・干潟に関する情報を共有する。
- ・課題を整理し、自然環境の保全と再生の手法を検討する。
- ・自然環境の保全と再生に必要な取組とその可能性を検討し、実行する。
- ・調整したい事項を提案し、協議する。

(2) 対象区域

- ・当面は、全体構想に定める自然再生対象区域とする。
- ・今後、必要に応じて見直しを行う。

(3) 会議の開催

①定期開催

年1回（時期：6月）

②臨時開催

特に協議したい事項がある場合に、発議者が事務局に開催の提案を行い、開催するものとする（運営は事務局）。

3 令和3年度に受けた意見

- ①新たに海水交換と砂泥の堆積によってベントス（水底を生活圏としている生物群）種がどうなっていくのか、今後の監視・モニタリングが必要。
- ②洪水は対策しようがないが、高潮は越波防止堤があれば濃い塩水と土砂のインパクトを軽減できる。
- ③人的圧力を防いで生物多様性を保っていくことが重要。
- ④蒲生干潟をどのように保全し、利活用していくかという議論をぜひ進めていただきたい。
- ⑤何年度までに計画を立てていくのか、モニタリングをどこまでするのかという具体的な計画を立てるべき。
- ⑥モニタリングの対象区域をどうするかを含めて対象区域を変更しなければならない。
- ⑦現状で決めていける部分や案を作成していける部分は後回しにするのではなく、事務局で相談して全体構想見直し案みたいなものの作成をどんどん進めてはどうか。

4 今後の蒲生干潟の保全（案）

再開した協議会で「モニタリングだけではなくできる部分から実施してはどうか」との意見や「蒲生干潟への人圧が増加している」との意見をいただいている。

事務局としては、協議会の意見を受け、蒲生干潟の保全と利活用を図るための「利用・ルール」を検討するためのゾーンニングと対象とする区域の再設定を提案する。

対象とする区域の再設定にあたっては、各自が取り組むモニタリングの結果を反映したものとしたい。